

日国教 I N 第 8 0 号  
平成 2 9 年 8 月 7 日

学生教育研究災害傷害保険  
賛助会員大学 学 長 殿

公益財団法人 日本国際教育支援協会  
理事長 井上正幸  
(公印省略)

学生教育研究災害傷害保険 約款改定について (通知)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会の業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日付で学生教育研究災害傷害保険 (略称：学研災) の約款改定を予定しており、下記のとおり学校施設内における事故の補償範囲を拡大いたしますのでご通知申し上げます。なお、これに伴う学研災保険料の変更はございません。

本件の詳細につきましては 9 月 27 日 (水) から開催する学研災保険説明会でもご案内いたしますので、ご参加いただきますよう重ねてお願いいたします。

学研災事業につきましては、今後も学生の皆様の安心・安全な生活確保のため、ご要望に添えるよう努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

<改定前>

事故日	対象となる活動	医療保険金の支払い
平成 30 年 3 月 31 日まで	正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間	治療日数 14 日以上から可能



<改定後>

事故日	対象となる活動	医療保険金の支払い
平成 30 年 4 月 1 日以降	正課中・学校行事中・課外活動 (クラブ活動) 中以外で学校施設内にいる間	治療日数 4 日以上から可能

※この改定は加入年度に関わらず学研災加入者全員に適用されます。

※課外活動 (クラブ活動) 中の事故に対する医療保険金の支払いは、約款改定前と同様、学校施設内外を問わず治療日数 14 日以上から補償対象となります。

以上

【本件照会先】

公益財団法人日本国際教育支援協会 事業部 保険・補償課  
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29  
TEL : 03-5454-5275 / FAX : 03-5454-5232  
URL : <http://www.jees.or.jp/>